岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議設置要綱

　（目的）

第１条　本県における災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）を推進するに当たり、広く福祉分野と防災分野の有識者や関係機関等と意見交換を行うため、岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議（以下「推進検討会議」という。）を設置する。

　（所掌事務）

第２条　推進検討会議は、県及び市町村の被災者支援の仕組みの整備に係る必要な事項等について意見交換を行うものとする。

　（構成）

第３条　推進検討会議は、岩手県復興防災部長が選定した者をもって構成する。

　（座長及び副座長）

第４条　推進検討会議には、座長及び副座長を置き、構成員の互選により選出する。

２　座長は会議の進行を行い、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

　（会議）

第５条　推進検討会議は、岩手県復興防災部長が招集する。

２　岩手県復興防災部長は必要と認める場合には、第３条に定める者以外の関係者を招集することができる。

　（庶務）

第６条　推進検討会議の庶務は、岩手県復興防災部復興くらし再建課において行う。

　（設置期間）

第７条　推進検討会議の設置期間は、２年以内とする。

　（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、推進検討会議の運営に関し必要な事項は、岩手県復興防災部長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和６年８月９日から施行する。